令和3 (2021) 年8月30日

一般社団法人栃木県医師会長 栃 木 県 病 院 協 会 長 一般社団法人栃木県私的病院協会長 一般社団法人栃木県薬剤師会長 一般社団法人栃木県病院薬剤師会長 析 木 県 薬 事 工 業 会 長 ,

様

栃木県保健福祉部薬務課長 小林 由典

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品 の適応外使用について(通知)

このことについて、令和3 (2021) 年8月30日付け薬生薬審発0830第4号及び薬生安発0830第1号にて厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び医薬安全対策課長から連名にて通知がありましたので送付します。

つきましては、貴会員に周知願います。

薬事審査担当

TEL:028-623-3120 FAX:028-623-3121

薬生薬審発 0830 第 4 号 薬生安発 0830 第 1 号 令和 3 年 8 月 30 日

 各
 都 道 府 県 保健所設置市 保健所設置市 特 別 区
 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬·生活衛生局医薬品審査管理課長 (公印省略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長 (公印省略)

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する 事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品については、平成22年8月30日付け薬食審査発0830第9号・薬食安発0830第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び安全対策課長連名通知「薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」(以下「連名通知」という。)にて各都道府県衛生主管部(局)長宛て通知しましたが、令和3年8月30日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会において、別添の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議報告書に基づき、公知申請についての事前評価が行われ、公知申請を行っても差し支えないとされました。

つきましては、別添の医薬品について、連名通知における取扱いと同様の取扱いを行っていただきますよう、貴管下関係医療機関及び関係製造販売業者に対する周知徹底及び御指導方よろしくお願いいたします。

1. 一般名:グラニセトロン塩酸塩

販売名:カイトリル注1 mg、同注3 mg、同点滴静注バッグ3 mg/50 mL、同

点滴静注バッグ3 mg/100 mL 会社名:太陽ファルマ株式会社 追記される予定の効能・効果:

術後の消化器症状 (悪心、嘔吐)

追記される予定の用法・用量:

通常、成人にはグラニセトロンとして1回1 mg を静注又は点滴静注する。なお、年齢、症状により適宜増減する。ただし、1日3 mg までとする。

2. 一般名:オンダンセトロン塩酸塩水和物

販売名:オンダンセトロン注4 mg シリンジ「マルイシ」

会社名: 丸石製薬株式会社 追記される予定の効能・効果:

術後の消化器症状 (悪心、嘔吐)

追記される予定の用法・用量:

成人

通常、成人にはオンダンセトロンとして1回4 mg を緩徐に静脈内投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

小児

通常、小児にはオンダンセトロンとして $1 回 0.05 \sim 0.1 \text{ mg/kg}$ (最大 4 mg) を緩徐に静脈内投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。